

2023春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構 成 組 織 名	全国ガス労働組合連合会
方 針 決 定 日	2023年1月27日
要 求 提 出 日	2023年2月24日
回 答 指 定 日	終息目標については、3月内決着に向けて努力し、4月14日(金)までに決着

要求項目	要求内容																
I. 基本的な考え方	<p>◆経済を回復させ成長軌道に乗せるためにも、所得向上と消費拡大が重要であり、成長と分配の好循環を実現し、誰一人取り残されることのない包摶的な社会の構築に向けて、地域の活性化や賃金の社会性を踏まえた取り組みを進めていく。</p> <p>◆取り組み項目については、「賃金」「一時金」「最低賃金」「主体的取り組み項目」の「4本柱」の構成とする。また、産別内でも引き下げられた労働諸条件を元に戻せていない単組、相対的に水準の低い単組が存在していることを踏まえ、これまで同様、「復元・底上げ・底支え」を強く意識し、格差拡大の動きを反転させる取り組みを強力に進め、最後まで粘り強く取り組む。その際には、働く仲間への波及効果も意識して、取り組みを進める。</p> <p>◆生産性三原則を踏まえ、付加価値の拡大に向けた組合員の頑張りや成果を具体的に示すことができる単組は、主体的な判断のもと、成果の公正分配を求めていく。</p>																
II. 基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化 ・賃金水準闘争を強化していくための取り組み ・雇用の維持・創出、社会的セーフティネットの維持・強化 ・集団的労使関係の輪を広げる取り組み 																
III-1. 賃金要求	<p>◆生活保障、実質賃金の維持・向上をはかる観点等を踏まえ、それぞれの実態に応じた賃金要求を行うこととし、各単組の主体的な判断のもと、月例賃金の復元・改善・維持といった賃金に関する取り組みに加え、賃金水準の維持・向上をはかっていくうえでのベースとなる賃金制度・体系の導入・整備・見直しに向けた取り組みを行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>■月例賃金</td> <td><到達目標水準> 高卒満30歳 282,000円 35歳 330,000円 <参考水準> 高卒満30歳 243,000円 35歳 273,000円 <最低到達水準> 高卒満30歳 202,500円 35歳 251,400円</td> </tr> <tr> <td>○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○規模問格差の是正(中小賃上げ要求)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○雇用形態問格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入</td> <td>◆産業別最低賃金 月額153,000円</td> </tr> <tr> <td>■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結</td> <td></td> </tr> <tr> <td>■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応</td> <td>◆前年実績月数維持を基本としつつ、各単組の状況を加味した要求を行う。</td> </tr> </table>	■月例賃金	<到達目標水準> 高卒満30歳 282,000円 35歳 330,000円 <参考水準> 高卒満30歳 243,000円 35歳 273,000円 <最低到達水準> 高卒満30歳 202,500円 35歳 251,400円	○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」		○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」		○規模問格差の是正(中小賃上げ要求)		○雇用形態問格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	◆産業別最低賃金 月額153,000円	■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当		■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結		■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応	◆前年実績月数維持を基本としつつ、各単組の状況を加味した要求を行う。
■月例賃金	<到達目標水準> 高卒満30歳 282,000円 35歳 330,000円 <参考水準> 高卒満30歳 243,000円 35歳 273,000円 <最低到達水準> 高卒満30歳 202,500円 35歳 251,400円																
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」																	
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」																	
○規模問格差の是正(中小賃上げ要求)																	
○雇用形態問格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	◆産業別最低賃金 月額153,000円																
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当																	
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結																	
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応	◆前年実績月数維持を基本としつつ、各単組の状況を加味した要求を行う。																

III-2. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善	
■長時間労働の是正	
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	
■人材育成と教育訓練の充実	
■60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み	
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	
■障がい者雇用に関する取り組み	
■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備	
■短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み	
■治療と仕事の両立の推進に関する取り組み	
III-3. ジェンダー平等・多様性の推進	
・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備 ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進	
その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	
	<ul style="list-style-type: none"> ◆人事待遇制度に関する項目 ◆諸手当に関する項目 ◆労働協約の整備・充実に関する項目 ◆労働時間に関する項目 ◆仕事と家庭の両立支援に関する項目 ◆安全・衛生・健康のための体制・制度の確立・充実に関する項目 ◆人材の確保・定着と人材育成に関する項目 ◆ダイバーシティを尊重し誰もが活躍できる職場の実現に関する項目 ◆企業内福利厚生制度に関する項目 ◆60歳以降の充実した働き方・暮らし方に向けた諸制度に関する項目 ◆企業の健全な成長・発展に向けた取り組みに関する項目 ◆働く仲間の職場環境・労働環境に関する項目 ◆労働関係法制への対応に関する項目 ◆組織活性化、コミュニケーションの充実に関する項目